

令和5年第33回定例公安委員会会議録

開催日時 令和5年11月16日(木) 午前11時10分～午後2時53分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時18分

2 出席者

公安委員会 衣笠委員長 勝部委員 久本委員

警察本部 半田警察本部長 雲田警務部長 山本首席監察官
笠田生活安全部長 加藤刑事部長 前田交通部長
岡山警備部長 植木警察学校長 坂口情報通信部長
足羽警務部参事官

(事務局等～畔田公安委員会補佐室長、前田室長補佐)

3 議題事項

4 報告事項

- 鳥取県議会令和5年9月定例会の結果(警務部)
- 被害者支援担当者及び特別被害者支援要員研修会の開催(警務部)
- 11月補正予算案(警察関係)の概要(警務部)
- 年末及び年始における特別警戒取締りの実施(生活安全部)
- 交通街頭活動中の殉職・受傷事故防止に向けた取組状況(交通部)
- 令和5年度鳥取県原子力防災訓練(島根原子力発電所対応)の実施(警備部)

(1) 鳥取県議会令和5年9月定例会の結果(警務部)

警察本部

令和5年9月定例会は、25日間の会期を終え、10月13日に閉会した。警察関

係の議案は、1議案が審議され、可決された。

代表質問は、県議会自由民主党の広谷直樹議員から「犯罪抑止の効果的な対策」について、会派民主の伊藤保議員からは「直轄警察犬の出動体制の整備」について質問があり、それぞれ警察本部長が答弁した。

一般質問は、今定例会では20人の議員が一般質問を行い、無所属の前任孝行議員から、「防犯カメラの設置」等について、無所属の山川智帆議員から、「通学路における要望の把握」等について質問があり、それぞれ警察本部長が答弁した。

常任委員会では、3件の報告を行った。

委員

議会では、丁寧な説明をしていただき、しっかりと答弁していただいた。代表質問に関しては、本県で問題になっていることについて、幅広く質問があったように思う。その中で、心配するのは、特殊詐欺に関連して、闇バイト問題である。先日、倉吉地区少年補導センターが主催する研修会に参加したが、参加者から、闇バイトについての意見が多かった。県内ではそういう事例はないとのことだが、高校卒業後に県外へ出る若者が多いので、県外に出る前に闇バイトの危険性を学んでほしいと思う。若い方にしっかり情報発信するなどして、闇バイト問題に取り組んでいただきたい。

防犯カメラについても、中山間地では防犯意識が薄いところがあり、鍵掛けの習慣もない地域もあると思うので、日頃から働き掛けが大事だと思う。

幅広い範囲の質問に対して、本部長には県民にわかりやすく答弁していただいている。

委員

代表質問、一般質問ともに、それぞれの議員が多岐にわたり質問をされている。それに対して、本部長から丁寧に県警察の取組を答弁していただいていると思う。

委員

全国的に刑法犯が増加しているところ、本県の状況について、本部長には適切に答弁していただいたと思う。県民の皆さんの自主防犯意識の高揚を図り、社会全体で犯罪を抑えていかなければならないことだと思うので、議員には本当によい質問をしていただいたと思う。

直轄警察犬についても質問があり、実績を上げていることを答弁していただいたが、議会を通して、県民の皆さんに警察の取組が伝わればよいと思う。

登山届の提出についても、県警察で、継続して一生懸命取り組んでいることを取り上げていただいたが、これが登山者への啓発につながればと思う。

(2) 被害者支援担当者及び特別被害者支援要員研修会の開催（警務部）

警察本部

この研修会は、犯罪被害者支援が必要とされる事案や死傷者が多数にのぼる事案が発生した際、被害者支援を行うようあらかじめ指定された警察職員を対象に毎年開催しているものである。本年の研修会は、11月24日午後2時から、警察本部で開催する。

出席者は、警察本部、高速隊、各警察署において指定された被害者支援担当者と特別被害者支援要員のうち、警察本部から23人、高速隊及び各警察署から32人である。

被害者支援担当者とは、被害者支援が必要とされる事案が発生した際、支援にあたるようあらかじめ指定された警察職員をいう。一方、特別被害者支援要員とは、死傷者が多数となる事件、事故等が発生した際、組織的かつ総合的に支援を行うようあらかじめ指定された警察職員をいう。

研修内容は、警務部長挨拶のほか、犯罪被害者遺族の講演、被害者支援室による講義となっている。

遺族講演の講師は、令和元年7月18日に京都市伏見区のアニメ制作会社「京都アニメーション」第1スタジオで発生した放火殺人事件で犠牲になられた被害者のお母様とお兄様である。お母様は、警察の部内カウンセラーに助けられたと振り返られており、犯罪被害者がカウンセリングを受けやすくなることを願われている。

会場には、被害者が関わられた作品のイラストを展示することとしている。

委員

毎年1回、こういう研修会を開催されているとのことだが、今後の被害者支援に役立つ研修会となるようにしていただきたい。

委員

この京都市伏見区の放火殺人事件は、本当に衝撃的な事件で、社会的な影響も大きかったと思う。この事件の発生が令和元年で、4年前とは思えないくらい、印象の強い事件であるが、この被害者遺族の講演ということで、大変有意義なものになると考えられる。このお母様が、カウンセリングで助けられたという感想をお持ちということで、被害者支援は大変重要な役割を担っているということが、この言葉からもよくわかる。11月24日の講演、その後の研修の報告を聞かせていただきたい。

委員

被害者支援担当者と特別被害者支援要員があると聞いたが、役割がかなり違っている。特別被害者支援要員は、警察職員がしっかりと行っていく業務だと思う。一方、被害者支援担当者は、警察以外の多くの組織・団体で、やっていく業務だ

と思う。被害者支援の輪が少しずつ広がってきているように思うが、警察以外の多くの組織・団体にその輪を広げていただきたい。今回の研修会は、警察内部の研修会とのことだが、有意義なものにしていただきたい。

(3) 11月補正予算案（警察関係）の概要（警務部）

警察本部

令和5年11月県議会に提案予定の警察本部関係の補正予算額は1億170万円である。これは、原油価格高騰により電気料金、ガス料金等が値上がりしていることから、警察施設の光熱費及び公用車の燃料費等を増額するものである。

また、令和6年4月から業務を開始するため、令和5年度中に入札及び契約を締結する必要がある事業や複数年度にまたがる事業について、あらかじめその期間と限度額を、最大7か年、合計5億221万円余の債務負担行為を設定する。

そのうち、新たな事業として、警察署の代表電話等に自動音声応答装置を導入する経費及び一部施設の当直体制を見直し、機械警備を導入する経費を要求している。

なお、11月補正後の令和5年度警察予算総額は、170億4,999万1千円となる。

委員

新たな自動音声応答装置等、必要なものはしっかり確保していただきたい。県民から見ると、なぜこのような補正が必要なのかと思うので、しっかりと説明ができるようにしておいていただきたい。

委員

補正予算の内容として、原油価格高騰による光熱費の増額ということは、容易に理解できると思う。必要な経費は、しっかり要求していただきたい。また、債務負担行為の設定について、複数年契約とすることで、コスト削減が期待できるということなので、このように進めていただきたい。ただ、設定する債務負担行為の中で、自動音声応答装置賃貸借が7か年、機械警備委託が5か年となっているが、期間が長すぎて、その間に機器が新しくなるのではないか。

警察本部

期間の長さやコスト削減、それぞれのメリットとデメリットを検討して、期間を設定した。

委員

光熱水費の増額は、補正を組まざると得ないということで仕方のないことだと思う。上限の予算が決まっており、これから入札すると思うが、金額だけでなく、

しっかり内容を吟味して、よりよい業者選定をお願いしたい。

(4) 年末及び年始における特別警戒取締りの実施（生活安全部）

警察本部

年末及び年始は、人の動きが活発化し、犯罪が増加するおそれがある中、加えて、金融機関やコンビニエンスストア等を狙った強盗事件や特殊詐欺の発生、暴力団の違法・不当な資金獲得活動の活発化、飲酒運転等による重大交通事故の増加が懸念されることから、これら各種事件・事故等の発生を抑止し、県民生活の安全と安心を確保することを目的として、特別警戒取締りを実施する。

実施期間は、12月1日から翌年1月5日までの間で、この期間を3期に分け、12月1日から14日までの間を第1期として「広報啓発期間」、12月15日から31日までの間を第2期として「重点警戒期間」、1月1日から5日までの間を第3期として「初詣等雑踏警戒期間」とし、それぞれ各種広報啓発活動、金融機関への立ち寄りやパトロール活動の強化、初詣等に伴う雑踏事故防止活動を行うこととしている。

また、期間中に、県下一斉の活動日として、「防犯の日」と年金支給日の2回を設定している。

なお、「防犯の日」は毎月10日であるが、本年は12月10日が日曜日にあたることから、「防犯の日」の活動は、その前の平日である8日金曜日に実施することとしており、年金支給日と併せて、特殊詐欺被害防止や自転車・家屋等への鍵掛け、万引き防止等について広報啓発に取り組むこととしている。

期間中の主な取組として、各警察署では、一日警察署長の委嘱などによる特殊詐欺を始めとする各種犯罪被害防止の広報啓発活動のほか、金融機関における強盗対応訓練、防犯ボランティア等との出動式や合同パトロールの実施、繁華街や飲食店街における警戒活動・取締り、金融機関やコンビニエンスストア等への立ち寄りを強化することとしており、犯罪や事故の発生が1件でも少なくなるよう取り組んでいくこととしている。

委員

県民に注意を呼び掛けることが、事件事故の抑止にしっかりつながると感じている。警察官から呼び掛けていただくと、県民は「気を付けないといけない。」と思う。年末に向けて、繁華街警戒、各種取締り、金融機関への立ち寄りなど、各種活動がある。普段から、赤色灯を点灯するなど、いろいろな工夫をいただいているが、年末年始も引き続き、しっかりと抑止をお願いする。

委員

コロナも収束し、人の動きも活発になってきているところ、年末年始もここ数年ぶりに人流が活発化すると予想される。パトカー、白バイ、警察官の方たちが

姿を見せ、警戒活動、取締りを強化するのは、本当に抑止力になると思う。年末年始に向けて、報告のとおり活動をしっかりとお願いしたい。

委員

12月から年始にかけて、特別警戒取締りを行っていただき、大変有り難い。12月は、気ぜわしくなる時期である。県警察を挙げて防犯活動を行い、犯罪を抑止していただきたい。

(5) 交通街頭活動中の殉職・受傷事故防止に向けた取組状況（交通部）

警察本部

全国の殉職・受傷事故発生状況として、昨年は、殉職事案はなかったが、重傷13件を含む46件の受傷事故が発生した。本年は7月31日に、大阪府警の高速隊員が、高速道路上での速度違反処理を終え、車両に乗りこもうとした際に、後続のトラックに衝突され死亡するという殉職事案のほか、9月末で重傷4件を含む30件の受傷事故が発生した。

本県では、殉職・受傷事故ともに過去10年以上発生はないが、組織的な受傷事故防止体制を確立し、交通街頭活動中の受傷事故防止の促進を図るため、「交通受傷事故防止対策委員会」を設置して、各種施策等を検討している。

受傷事故防止対策について、5点の施策を講じている

1点目は、署長会議や担当課長会議等において、本部長訓示のほか交通部長及び担当課長が受傷事故防止等の徹底について指示している。

2点目は通年的な現場点検の実施として、交通部の次席以上、各署の課長以上の幹部が、速度取締りの現場などを抜き打ち的に視察して、職員がヘルメットを正しく被っているか、違反車両の停止誘導は安全に行われているかなどを確認し、気付いた点があれば指摘して改善させるための現場点検を、本年は10月末時点で、219回実施している。

3点目の交通受傷事故防止リーダー研修会については、7月3日に、各所属の交通街頭活動のリーダー的立場にある係長等16人を集め、交替制勤務や事案対応で集合教養の機会が設けづらい環境でも、少人数・短時間で教養が行える訓練メニューを考え、研修を実施した。また、図上資機材展張訓練は、交通事故現場や飲酒検問等の実施について、市販のミニカーを用いて現場一帯を俯瞰的に捉えた訓練要領のシミュレーションを行うもので、ミニカーは、本県警察交通部有志から提供を受け、研修終了後は、各所属に配布した。危険予知トレーニングは、少人数グループに交通街頭活動中のイラストや写真を示し、そこから起こりうる状況の変化や受傷事故を予測させ、その防止策を検討させるものである。車両の停止体験訓練は、全国的な傾向として、職務質問や検問等による車両停止時に急発進した車両を咄嗟に掴み、引きずられ受傷するケースが多いことから、クリープ発進する車両の窓枠にあえて手をかけさせ、発進する車両は停止できないこと

を体験させる訓練である。

4点目の県警察学校における受傷事故防止指導者専科については、10月2日から、警察学校に11人が入校し、港湾道路における検問実施訓練のほか、逃走バイクの緊急走行追跡訓練、民間自動車学校に委託したスキッド走行訓練などを行った。これらの研修に参加した職員からは、「今まで我流でやっていた部分に修正を加えることができた」とか「過去の事例で図上訓練ができ、どうしたら受傷事故が防げるか勉強になった」といった感想があった。

5点目として、各所属において、専科入校した職員は自所属で還元教養を行っているほか、他所属のヒヤリハット事例を共有して再発防止策を検討するなどしている。

今後も職員の安全意識の更なる向上や各種資機材を活用した訓練など、交通街頭活動中の殉職・受傷事故防止に向けた取組を推進していく。

委員

現場点検を219回も実施されており、非常によいことである。気付かないところをしっかりと点検していただきたい。図上訓練や実際の訓練を繰り返し行っていただいているが、これが受傷事故防止につながっていると実感できた。実際にこうやって訓練を重ねることが大事だと思う。いざというときは、訓練とは違うと思うので、訓練で上手くいかなかったことを改善しながら、訓練を繰り返していただきたい。

委員

警察官が職務遂行中に殉職や受傷事故は絶対にあってはならないことである。このような訓練をしっかりと行って、殉職・受傷事故が絶対にならないようお願いしたい。特に緊急走行追跡訓練は、本当に大事なものだと思う。街中でも急に白バイが発進して、車両を追いかける場面を見るが、夕方や混雑する時間帯などは非常に危ない。受傷事故などを起こさないように気を付けながら、取締り活動をしっかりお願いしたい。

こういう訓練は、実際の道路で行ったことはあるか。

警察本部

工事中の供用前の道路を使用して訓練を行ったことはある。

委員

殉職・受傷事故は、万が一にもあってはならないことである。交通量の多い場所で事故処理をしているのを見掛けることがあるが、危険と隣り合わせという印象を受ける。そういう中で、受傷事故防止対策がしっかりされており、安心した。いろいろな事態を想定しながら、工夫を重ねて訓練を実施されているが、そういう努力が、殉職・受傷事故が10年以上発生していないことにつながっていると思う。この訓練は、エンドレスでやっていかないといけないことなので、引き続

き、受傷事故防止対策をしっかりと行っていただきたい。

(6) 令和5年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施（警備部）

警察本部

鳥取県原子力防災訓練は、島根原子力発電所の立地県である島根県と隣接県である鳥取県の2県6市主催により、平成23年から行われており、今回で13回目となる。

本訓練は、原子力発電所における緊急事態の進展に応じた、防災関係機関相互の連携による防災体制の確立を図るとともに、鳥取県広域住民避難計画等の実効性の向上を目的としている。

訓練は2日間実施され、10月19日は、大規模地震発生との想定で、2県6市と関係機関との情報伝達訓練を実施したほか、鳥取県災害対策本部会議要員による参集訓練が行われた。

11月5日は、島根原子力発電所から放射性物質の漏出に伴い空間放射線量が上昇し、境港市と米子市内の一部地域に避難指示が出されたとの想定で、広域的な住民避難訓練が実施された。

県警察からは、延べ約60人が訓練に参加し、本訓練を通じて、広域住民避難計画の避難経路等の確認検証や原子力緊急時における防災関係機関との連携強化を図った。

今後とも取組を継続し、島根原子力発電所における事故発生時の住民の安全確保に努めていく。

委員

各市町村、島根県と連携し、想定外のことが起こるかもしれないが、訓練を繰り返していただきたい。想定外のことがあれば、それをチャンスだと思って、見直す機会としていただきたい。連携が多いほどいろいろな問題が出てくると思うが、しっかりとお願いしたい。

委員

鳥取県と島根県が連携して訓練を行うということだが、何十万人の方が避難してくることが想定されるところ、多くの人をコントロールするのは大変なことだと思う。あらゆる想定をして、訓練を重ねていただくしかない。島根県から何人くらいの避難民が来ると想定しているのか。

警察本部

島根県からの避難の受入数は、約1万5千人を想定している。

また、鳥取県では、広域住民避難計画を策定しており、境港市では約3万4千人を鳥取市と岩美町と八頭町に、米子市内の一部では約3万7千人を鳥取市、倉

吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町に避難させる。

委員

米子市内の避難者約3万7千人は、どこの区域の方を想定しているのか。

警察本部

UPZにかかる区域の避難者数である。

委員

UPZにかかる米子市民が対象となることは分かった。その区域以外の米子市民も避難することが想定されるので、いろいろなことを想定して訓練を重ねていただきたい。

委員

島根原子力発電所は、来年稼働する方向だが、そういう中で、発電所におけるトラブルの通報はないものの、想定外のことが起こる時代であるので、いろいろなことを想定して、訓練を行っていただきたい。訓練はこれでいいということはない。訓練を通して、ノウハウを蓄積していくことが県民を守ることになるので、しっかりと訓練して、いろいろなことを検証していただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 事前説明

1 1月補正予算案（警察関係）の概要

3 報告事項

- ・業績目標説明
- ・監察報告
- ・自動車運転代行業者の行政処分に係る聴聞の実施
- ・飲酒運転根絶及びアルコール検知器を使用したアルコールチェックの義務化に向けた取組

4 決裁

- ・鳥取県道路交通法施行細則の一部改正
- ・自動運転の許可（変更）申請に関する審査基準・処分基準の制定

5 行事

剣道特別訓練員との懇談

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。